

議案第67号

天理市火入れに関する条例の一部改正について

天理市火入れに関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年12月15日提出

天理市長 並河 健

天理市火入れに関する条例の一部を改正する条例

天理市火入れに関する条例（平成12年5月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「、乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「とき、又は強風注意報、乾燥注意報若しくは」を「場合又は強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。